

⑦◀保育▶国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	沖縄県	高校卒業保育従 事者の保育士試 験受験資格の特 例	現行制度上、高校卒業後に 保育従事者となっている者が 保育士試験を受験するには、 2年以上の実務経験が必要と なっている。 専修学校在学者等と同様 に、見込み受験(高校卒業保 育従事者については、1年以 内に2年の実務経験を満たす 場合の受験)を認める。	最終学歴が高等学校卒業で ある者が保育士試験を受験す るには、次のいずれかの要件 を満たす必要がある。 ①「児童福祉施設において、二 年以上児童の保護に従事」 ②児童福祉施設以外の施設で あつて都道府県知事が認める ものにおいて「2年以上かつ 2,880 時間以上児童等の保護 又は援護に従事」 (以上について、これを緩和し 見込み受験を認める規定は存 しない。)	①について ○児童福祉法施行規則(昭和 23年厚生省令第11号)第6条 の9第2号 (児童福祉法施行規則第六 条の九第一号の規定に基づき こども家庭庁長官の定める者 (昭和63年厚生省告示第163 号)にも緩和の規定なし) ②について ○児童福祉法施行規則(昭和 23年厚生省令第11号)第6条 の9第4号 ○厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長通知「保育士試験の 実施について」(雇児発第 1201002 号平成 15 年 12 月 1 日)(別紙2)保育士試験受 験資格認定基準	見込み受験を認める。 すなわち、児童福祉法施行規則第 六条の九第一号の規定に基づきこ ども家庭庁長官の定める者(昭和63年 厚生省告示第163号)1号から4号ま での「見込まれる者」と同趣旨の規定 を、高等学校卒業者についても設け る。(児童福祉施設における実務経験 と、児童福祉施設以外の施設におけ る実務経験の両方について見込み受 験を認める。)	こども家庭庁	・児童福祉施設等での実務経験を満たす時期は受験者によって異なるため実務経験の確認事務が煩雑になることに加え、勤務実績を見込む期間が長期に渡る可能性や勤務実態の多様性などの事情により、特に勤務時間の要件を満たす見込みを勤務先の施設が証明することが実務上困難となる懸念があるなどの理由から、対応は困難である。 ・なお、高校卒業までに二年以上の実務経験を満たしている場合については、高校卒業後1年目でも保育士試験の受験を可能としている。